

# サスペンション・ポイントについて

## サスペンション・ポイント

サスペンション・ポイントは、出場種目別に下記の基準に従って科せられる。このポイントは12カ月間累計し、期間経過後消滅する。ポイントを合算し、それが5ポイントに達したプレーヤーは、そのことが正式に発表された直後の「和歌山市テニス協会主催のオープン大会」( )の当該種目への参加資格停止となる。プレーヤーが提訴した場合には、敗訴と決定した後の大会となる。サスペンション・ポイント賦課の基準日には当該大会の最終日とする。資格停止の期間が満了したとき、合算ポイントのうち以前の分から順次5ポイントを除去する。

和歌山市長杯テニス選手権大会・和歌山市夏季テニス大会

### (サスペンション・ポイントの基準)

違反事項	サスペンション・ポイント
NO SHOW (無断欠場)	2
大会最終日の NO SHOW (無断欠場)	5

その他の違反事項とそのサスペンション・ポイントについては JTA ルールに基づく。但し、WALK OVER(出場取消)およびダブルエントリーのサスペンション・ポイントは適用しない。

他の大会への出場(ダブルエントリー)を理由に WALK OVER(出場取消)を申し出ることにはできない。この場合は、NO SHOW(無断欠場)とみなし、サスペンション・ポイントを科す。

遅刻したプレーヤーは NO SHOW(無断欠場)とみなし、当該大会から失格させられる。

NO SHOW(無断欠場)により失格となったプレーヤーには当該種目の大会ポイントを与えない。

WALK OVER(出場取消)の連絡を行った場合、サスペンション・ポイントは科されない。

### (サスペンション・ポイントの適用大会)

和歌山市長杯テニス選手権大会・和歌山市夏季テニス選手権大会

和歌山市チャレンジカップテニス大会・和歌山市選抜室内テニス選手権大会

## サスペンション・ポイントの発表

サスペンション・ポイントを科せられたプレーヤーの発表は、大会最終日から1週間以内に該当プレーヤーの所属するクラブへ郵送で行う。

## サスペンション・ポイントに関する提訴

サスペンション・ポイントに関する提訴は、同ポイントの発表日から2週間以内に行うものとする。

提訴方法は協会事務局に提訴理由等を記載した文書を郵送すること。

## 大会ポイントの没収

サスペンション・ポイントを科せられた種目の大会ポイントは没収される。

但し、当該大会の他の種目に出場でき、その種目のポイントを得ることができる。

WALK OVER(出場取消)の連絡を行った場合、大会ポイントは没収されない。

## WALK OVER(出場取消)の連絡

受付 : 当該大会の仮ドロワー到着後、試合日程の前日まで。

所定の出場取消届出書に必要事項を記入の上、当該大会の試合日程の前日必着で、協会事務局に郵送するもしくは FAX で送信する。

〒640-0351 和歌山市吉礼 300-43

和歌山市テニス協会事務局 大谷 明広

TEL/FAX 073-478-1874

やむをえず、上記の連絡方法がとれない場合、前日に限り当該大会レフェリーに直接連絡することができる。但し、留守番電話への録音および FAX での連絡は不可。また、何らかの理由で試合当日にしか連絡ができない場合は、試合開始予定時刻10分前までに、本人もしくは代理人が直接、当該大会の大会本部に申し出ること。

WALK OVER(出場取消)の取消は、試合当日の試合開始時刻の10分前までに、大会本部にその旨を直接連絡すること。但し、大会会場等への電話による連絡は不可。

試合当日の試合消化後に次の試合を WALK OVER(出場取消)する場合は、大会本部に所定の出場取消届出書を提出すること。提出されない場合は NO SHOW(無断欠場)とみなし失格とする。